

“**未来と輝くあなたの未来**”

応援BOOK

枚方市福祉事務所
(生活福祉課)

電話 072-841-1452

FAX 072-841-4123

Mail fukushi@city.hirakata.osaka.jp

(平成 28 年 3 月発行)
(令和 7 年 3 月改定)

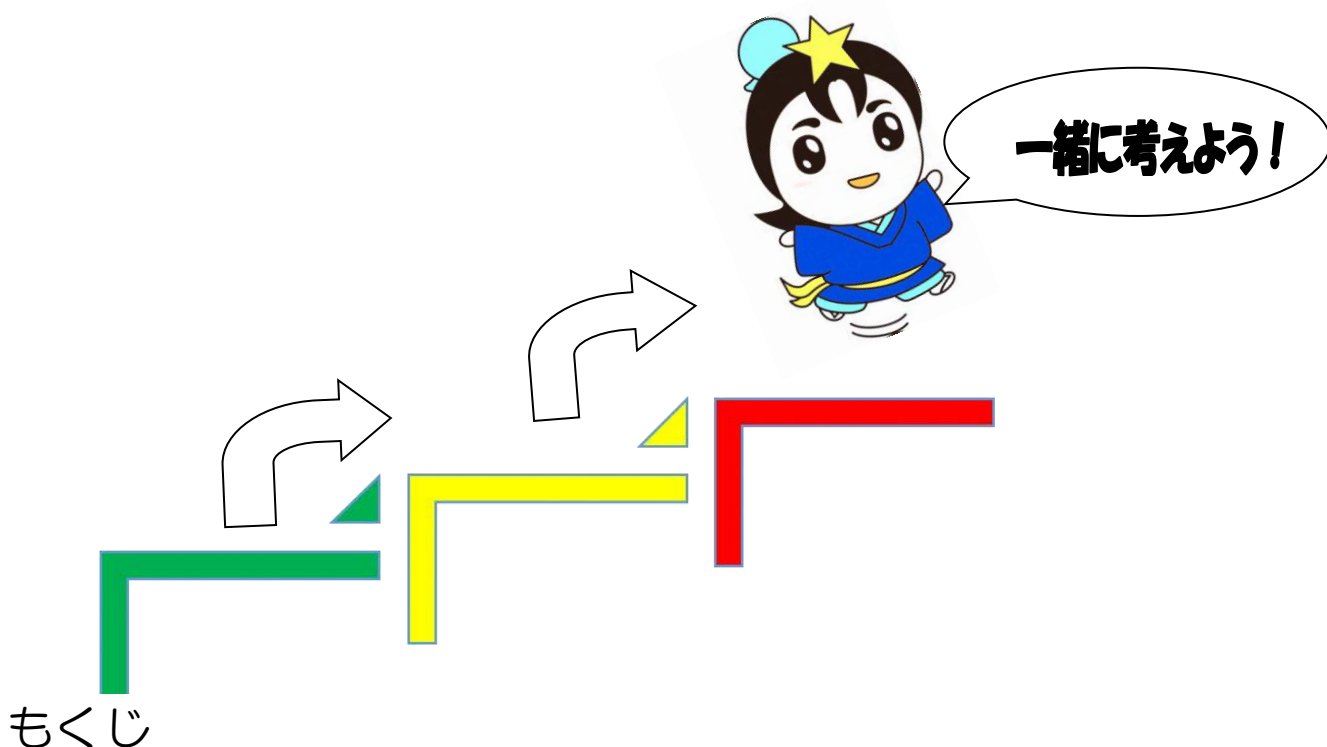
あなたは、あなた自身の未来について、どんなイメージを持っていますか？

「大人になるのはまだ先やから、そんなの考えられへん」と思っているあなたも、一度ゆっくりと思い描いてみてください。

あなたにはたくさんの可能性があります。あなたを応援するために、まわりにはたくさんの方がいます。

この冊子は、生活保護を受けている世帯の中学生や高校生、高校、大学等への進学を希望している方に、生活保護制度が応援できることや、その他の様々な応援の方法をお知らせしています。また、保護を受けている間に守ってほしいルールも記載しています。

内容をよく読んで、ぜひあなたの進路選択の参考にして欲しいと思います。



1. 中学校を卒業後…高校進学 or 就職！?	P 2
2. 中学校卒業後の進路を知ろう	P 3
3. 高校等へ進学した場合や、在学中にかかるお金のこと	P 3
4. 高校在学中のアルバイトのこと	P 5
5. 高校へ行きづらいつと感じているとき	P 6
6. 高校卒業後の進路はどうする？	P 8
7. 奨学金・貸付制度について	P 10
8. 保護を受けている間に守らなければならないこと	P 13

1. 中学校を卒業後…高校進学 or 就職！？

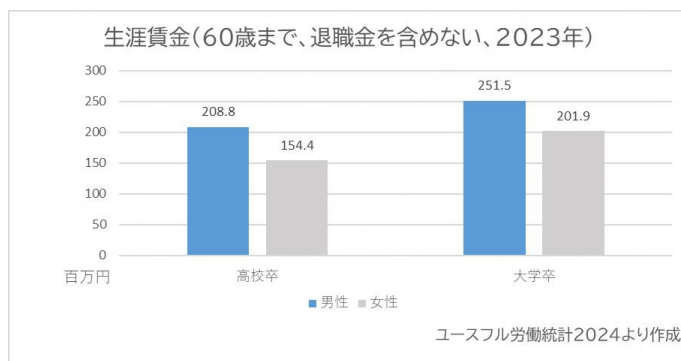
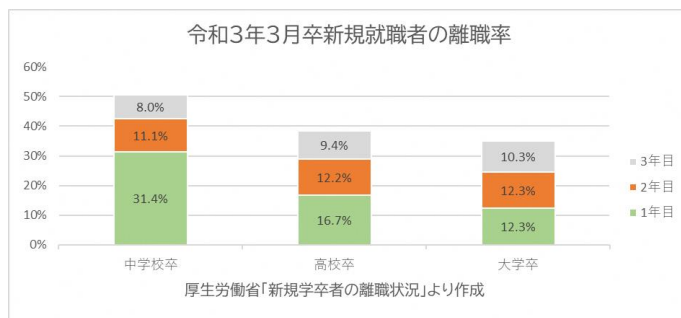
「お金のことが心配だから・・・」「勉強が苦手だから・・・」「友達づきあいで嫌な思いをするかもしれない・・・」

気の進まない高校進学よりも、友達より早く働いて、大人の仲間入りをしたい！と思う人もいでしょう。中学校を卒業してすぐ働くようになって頑張っている大人は沢山います。

しかし、厚生労働省が調べたところでは、中学校を卒業して働き始めた人のうち、1年以内に仕事を離職（退職・転職等）した人は31.4%で、3年以内だと50.5%、実に2人に1人が、せっかく就職した仕事から離れてしまっています。

また、中学校卒の人と大学卒の人との生涯賃金（働き始めてから60歳まで退職するまでもらえる給料）を比べると、男性で約4,270万円、女性で約4,750万円の差が開くというデータもあります。

そんなに差が開くんだね！



高校受験の勉強が心配・・・というあなたに

◆夏期講習

枚方市立中学校に在籍する中学校1～3年生を対象に夏期休暇中（4日間）、民間事業者による「ひらスタ夏期教室」が開催され、講師のサポートを受けながら基礎学力と学習習慣の定着をめざします。

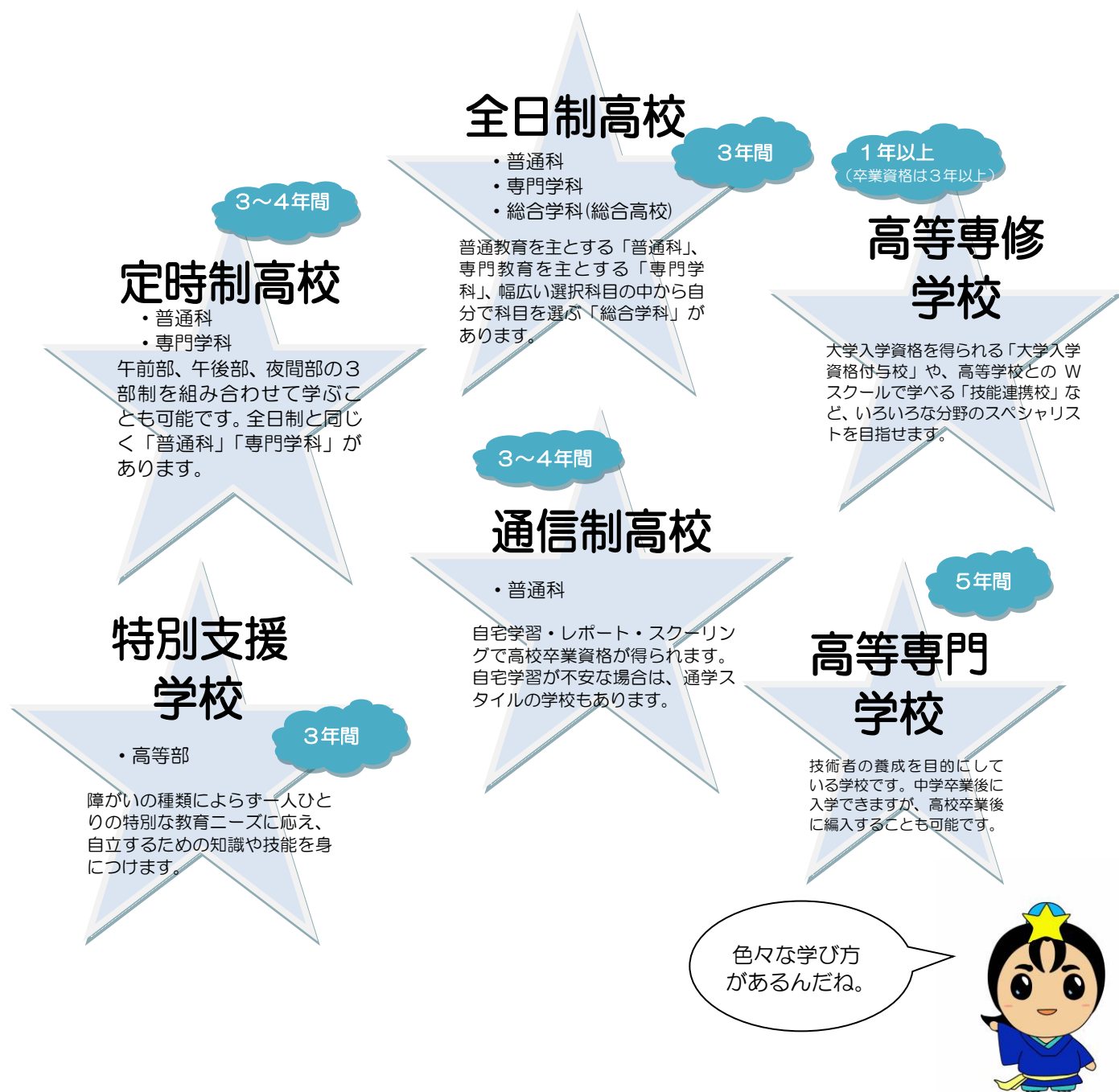
◆放課後学習教室（ひらスタ）

枚方市立中学校に在籍する中学校1～3年生を対象に平日の放課後（週1日）一人ひとりのペースに合わせて学習が出来る教室「学習教室ひらスタ」が開かれています。

◎開催日時、場所、科目などの詳しいことは、年度当初に在籍する中学校または枚方市教育委員会 教育指導課にたずねてください。

2. 中学校卒業後の進路を知ろう

中学校卒業後には、下記のような進学先があります。



3. 高校等に進学した場合や、在学中にかかるお金のこと

上記の学校および、以下の学校等へ進学した場合、生活保護を受けながら通学することができます。

- 中等教育学校の後期課程（中高一貫校）
- 専修学校又は各種学校で高等学校に準ずると認められるもの
【高等学校に準ずると認められる条件】

外国人学校などで、修業年限が3年以上で、かつ普通教育科目を含む修業時数が年800以上であること。

高校進学に必要なお金や、生活保護から支給される高校就学費は右の表を参考にして下さい。

高校進学に必要なお金

高校における納入金（入学料・授業料・その他経費）の参考例です。

1. 府立高校（全日制課程普通科）

	必要な経費
入 学 料	5,650 円
授 業 料	令和 6 年度に高校 3 年生から段階的に無償化
学 校 諸 費	学校、課程により異なります。

（注）入学料は、入学許可日（合格発表日）以降の学校が指定する日までに納付が必要です。授業料については、市府民税課税額が一定未満の方は、申請することにより、「高等学校就学支援金」が支給され、授業料の納付は必要ありません。



大阪府は授業料無償の対象が今後拡大していくよ。

2. 私立高校

	必要な経費（平均）
入 学 料	165,898 円
授 業 料	令和 6 年度に高校 3 年生から段階的に無償化
施設設備費等	157,232 円
学 校 諸 費	学校、課程により異なります。

（注）授業料については、就学支援金、授業料支援補助金の給付対象となる場合であっても、給付前に納期が到来する授業料等については、いったん納付する必要があります。入学料、授業料は学校により異なります。

※文部科学省（令和 6 年 12 月 24 日付）

令和 6 年度私立高等学校等授業料等の調査結果より抜粋

出典：大阪府教育庁「奨学金等指導資料」

生活保護から支給されるお金

生活保護からは、高校在学中に下記の費用（高等学校等就学費）が支給されます。

名 称	主な使途	金 額	支給時期・頻度
受験料	入学考査料	上限 30,000 円	原則 2 回まで（領収書要）
入学料	入学金	上限 5,650 円	入学時に支給（領収書要）
授業料	授業料	支給対象外	別制度からの給付があるため支給されません。
教材費	正規の授業で使用する教材購入費、楽器等購入費	実費	入学時に支給（領収書又は明細要）
入学準備金	学生服・体操服等	上限 87,900 円	入学時、買い換え時に支給（領収書要）
通学費	通学に要する交通費等	定期等の実費 自転車購入費	購入時に支給（自転車購入の場合、事前見積り及び領収書要）
基本額	学用品等	5,300 円	毎月支給あり
学級費等	生徒会費等	2,330 円	毎月支給あり
学習支援費	クラブ活動に要する費用等	上限 84,600 円	毎年度実費を申請に基づき、事前または事後に支給（クラブ活動に要する費用が確認できる資料要）

注 1 上記の金額は令和 7 年 3 月のものです
最新の金額は担当ケ-ル-カ-へお尋ね下さい。

注 2 これらの扶助は、正規の就学年限に限り
支給されます。（留年した場合、当該年度
原則支給対象外です。）

注 3 教材費については必要な金額を判定する
ため、事前に教材の購入リストを提出して
もらう必要があります。

注 4 入学準備金については就学期間中に学生
服及び通学用かばんが、成長や通常の使用
による損耗等により、使用に耐えないと認

められる場合も支給対象となります。

注 5 高等専門学校に就学している場合で、
第 4・5 学年に該当する場合は、年額
396,000 円の範囲内において、必要
と認められる額が支給対象となりま
す。



私立高校へ進学する場合でも、奨学金などを利用して高校へ通うことができるよ（奨学金については 10 ページ）

4. 高校在学中のアルバイトのこと

【アルバイト収入は必ず申告しましょう】

中学校を卒業後は原則的に毎月収入申告書の提出が必要です。また、高校等に通いながらアルバイトを始める場合は、必ずアルバイト先、勤務条件等を報告してください。そして、少なくとも月1回はアルバイト収入の金額がわかる書類（給与明細書）を添えて、収入申告書により収入を申告してください。またアルバイトをやめた場合にも直ちに報告してください。（どれだけ少額であっても必ず申告しなければなりません。）

在学中のアルバイト収入については、原則として世帯全体の収入として認定されて生活保護費との調整を行うため、給料を家計に入れなくてはなりませんが、全て収入認定されるわけではありません。決められた額の収入認定しない部分が発生するので、その分だけ自分で使えることになります。収入認定の計算方法は、下記の例を参照してください。

〔例：父、母、高校生の子がいる世帯で、子だけが働いている場合
1ヶ月のアルバイト代 50,000 円、1日の交通費 400 円、働いた日数 10 日間〕

給与収入	50,000 円
基礎控除	－18,400 円
20 歳未満控除	－11,600 円
必要経費（交通費）	－4,000 円
収入認定額	16,000 円

←家計に入れなければいけないお金

注：上記の金額は令和7年3月の基準です。

や・ら・い



この場合、給料のうち
34,000 円は自分で使える
お金になるってことだね

- ①高校卒業後の進学(専修学校・各種学校・大学)にかかる費用
- ②就労に活用できる技能・資格(自動車運転免許含む)の取得のために必要な費用
- ③就労や就学に伴って直ちに転居が必要となる場合の転居費用 等

を積み立てる場合は、必要な手続きのあと、積立額を収入認定しないでおくことができます。

その他、上記以外に学校に納付する修学旅行費、クラブ活動費、学習塾に要する経費についてもアルバイト収入から控除できますので、支払った額がわかる領収書等を提出してください。

※詳しい手続き方法は、担当ケースワーカーへお尋ね下さい。

【ただし・・・】

※当初の目的以外に使用、或いは積立金より使用した金額が少ない場合については、積立額の全額、または一部を返還していただくことがあります。

5. 高校へ行きづらいと感じているとき

学校で友だちとうまくいっていない、先生との関係で悩んでいる、家のことや将来について心配に思っている・・・人は、悩みや心配事が大きくなった時、すべてのことが嫌になって、現実から逃げ出したくなるものです。

困ったなと感じたときには、必ず助けてくれる場所があるので、あなたのまわりにいる大人に相談してみましょう。



○友だちや先生との関係、家のこと、将来について相談したい

- ・大阪府教育センターすこやか教育相談（月）～（金）9:30～17:30
子どもからの相談 すこやかホットライン 06-6607-7361
保護者からの相談 さわやかホットライン 06-6607-7362
すこやか教育相談24 0120-0-78310
平日の相談時間以外や土日祝の電話相談：24時間対応
- ・大阪府中央子ども家庭センター（月）～（金）9:30～17:45
青少年相談コーナー 072-828-0161
- ・枚方市役所 まるっとこどもセンター（月）～（金）9:00～17:30
家庭児童相談担当 072-841-1124
ひきこもり等子ども・若者相談支援センター 072-843-2255

○心の不安やつらい気持ちを相談したい

- ・大阪府こころの健康総合センター
わかぼちダイヤル(若年者専用電話相談) 06-6607-8814（水）9:30～17:00
こころの健康相談統一ダイヤル 0570-064-556（月）～（金）9:30～17:00

○万引きやたばこを勧められて断れないときに相談したい

- ・枚方少年サポートセンター
育成支援室（大阪府）072-843-1999（月）～（金）9:00～17:45
少年育成室（大阪府警察）072-843-2000（月）～（金）9:00～17:45

○高校中退について相談したい

- ・大阪府教育センター 学びふたたびホットライン 06-6607-7353
（月）～（金）9:30～17:30

○奨学金等について相談したい

- ・枚方人権まちづくり協会 進路選択支援相談窓口
（火）13:00～17:00、18:00～20:00
※事前に電話予約が必要です 072-844-8788

○私学の転入に関する情報

- ・大阪私立中学校高等学校連合会 06-6352-4761
9:00～17:30 土日・祝日および指定休業日を除く

※祝日・年末年始は除く

※転校退学を考えているときは、事前に担当ケースワーカーへ相談をしてください。

○電話では相談しにくいことがある

- ・枚方市役所 まるっとこどもセンター
相談チャットアプリ ぽーち（枚方市）

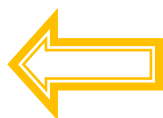
匿名で利用できるチャット形式の相談アプリです。「ぽーち」はあなたのお話を受けて、あなたが安心して過ごせるように、何ができるかを一緒に考えていく SNS 相談窓口で、相談以外にも毎日の体調や気持ちを記録する機能もあります。

＜市立小中学校に在学の方＞

学校で配布されているタブレットに入っているアプリから相談できます。

＜上記以外の市内在住・在勤・在学の 18 歳以下の方＞

自分のタブレットやスマートフォンからアプリをダウンロードして相談できます。



**アプリのダウンロードは
枚方市のホームページから**

※相談時間は月曜から金曜（祝日・年末年始除く）までの 9：00 から 17：30 までです。

※相談員からの返信は相談時間内に行います。それ以外の時間でもあなたからのメッセージは送信できます。

※自分のタブレットやスマートフォンから「ぽーち」を利用した場合、ダウンロードは無料ですが、利用にかかる通信費用等は自己負担となりますので、ご了承ください。

6. 高校卒業後の進路はどうする？

高校卒業後には、就職する以外にも下記のような進路があります。



高校卒業後の進路によって、保護の取扱いは以下1～4のとおりとなります。どの進路を選択する場合においても、必ず担当ケースワーカーに進路の決定状況を報告してください。

1. 大学、専修学校等への進学

世帯の自立助長に特に効果的と認められる場合は、**大学等へ進学することは可能です。**

ただし、同じ世帯で生活していても保護の対象外となる（**世帯分離**）ため、就学に必要な費用や生活費等は自分でまかなう必要があります。

（大学への進学については、日本学生支援機構や地方公共団体が実施する奨学金制度を活用することが条件となります。）

2. 夜間大学等への進学

就学が世帯の自立助長に効果的であり、進学する者が、能力や状況に応じて働いている場合は、世帯内で保護を受けながら、大学に行くことができます。

3. 就職する場合

就職する場合は、その給与額等により世帯全体の保護が必要かどうかを判定します。

なお、就職に当たってスーツや会社の作業着が必要な場合、基準額の範囲内で必要な額が扶助の対象となります。詳しくは担当ケースワーカーへ相談してください。

また、高校等を卒業され新たに就労した方の収入額を計算する場合、以下の計算により金額を計算します。

例：高校を卒業して4月から就職した場合

【収入額】 手当等を含む給与収入額全額	—	【収入から控除する額】 ○基礎控除（収入を得るために必要とされる費用。収入額に応じて変動） ○必要経費控除（社会保険料、所得税、労働組合費、通勤費等） ○新規就労者控除（12,200円・6ヶ月間のみ）※条件があります ○20歳未満控除（11,600円） ○奨学金の償還金
------------------------	---	--

注：上記の金額は令和7年3月の基準です。

4. 就職・進学いずれにも該当しない場合

生活保護は、その能力等を活用してもなお生活に困る場合に受けることができる制度です。

仕事ができるにもかかわらず、仕事や求職活動をしていない場合は、働くよう指導しますが、正当な理由がなく指示に従わない場合、保護の変更・停止・廃止を行います。

5. 世帯分離について

上記「1. 大学、専修学校等への進学」の場合、世帯分離をすることになります。世帯分離とは、生活保護世帯の対象から外すことで、世帯分離した人の保護費は出ませんが（住宅扶助費は減額しないこととしています）、家族と一緒に住みながら資格をとるための学校へ通ったり、大学に進学しないと就けない職業を目指せるようになります。

一方、世帯分離をしている期間は、アルバイトをしたり、奨学金等を受けて、大学等に必要なる費用や自分の生活費などを稼ぐことが必要になります。また、社会保険加入者でない場合は、国民健康保険への加入が必要になり、国民健康保険料や医療費の自己負担分を自分で支払う必要があります。

そのほか、結婚、転職等のため1年以内において世帯から自立することを考えられている場合、ご本人の意思や自立に向けた計画を確認し、世帯分離が行えるか検討いたします。
詳しくは担当ケースワーカーにご相談ください。

6. 進学・就職準備給付金について

生活保護を受けている世帯の子どもの大学等への進学や、就職の支援を図るために、高等学校等を卒業して大学や専門学校等に進学される方、高等学校卒業後等に安定した職業に就職する方に対して、新生活立ち上げの費用として、「進学・就職準備給付金」が支給されます。

【支給額】入学・就職に伴い転居する方 **30万円**

自宅から通学・通勤する方 **10万円**

※支給要件、支給対象者等についてはケースワーカーにご確認ください。



分からないことがあったら
担当のケースワーカーに何
でも聞いてみてね。

7. 奨学金・貸付制度について

高等学校等・大学・短大・専修（専門）学校等への進学、または在学時に必要な経費について、給付や貸付を受けることができます。主な内容は以下のとおりです。

※貸付限度額等、掲載の情報は条件によって異なります。詳しくは各機関へお問合せください。

名称	概要	貸付上限額	申し込み時期・方法
大阪府育英会 (入学時増額奨学資金・奨学資金)	高校等への入学時および在学中の授業料およびその他就学に必要な経費の支払に充てるための貸付資金（無利子）	入学時増額奨学資金 国公立：100,000 円以内 私立：370,000 円以内 奨学資金 国公立・私立：授業料実質負担額＋10 万円以内	○予約募集 秋（9 月初旬）の中学 3 年生等を対象とした予約募集に必ず申し込んでください。応募は在学中の学校経由。 ○在学募集 高校等進学（進級）後の毎年 4 月中旬頃で各学校が定める期間 ※入学時増額奨学資金は進学後に申込はできません。
日本学生支援機構	大学等在学中の授業料及びその他就学に必要な経費の支払に充てるための貸付資金	○給付奨学金（月額） ※学校の種類によって異なる ・自宅通学は、 6,500 円から 33,300 円 ・自宅外通学は、 8,600 円から 66,700 円 ○貸与奨学金 第一種（無利子）と第二種（有利子）がある。どちらも給付奨学金と併給可能だが第一種は貸与額に制限あり。 第二種は希望する額を利用可。（月額 20,000 円から 120,000 円）	○予約 高校 3 年生 4 月下旬より ○大学等在学時 4 月より 窓口：在籍する学校
生活福祉資金 教育支援資金	大阪府内に居住している低所得者世帯が対象。他の貸付制度がすぐに活用できない場合に、基本的には「つなぎ」資金として利用。	○教育支援費（月額） 高校 35,000 円以内 高専・短大 60,000 円以内 大学 65,000 円以内 ○就学支度費（入学時のみ） 500,000 円以内	合格後の申し込みが必要 窓口：枚方市社会福祉協議会 （TEL 072-844-2443）
母子父子寡婦 福祉資金	ひとり親家庭並びに寡婦が対象。高校・大学等への入学時に必要な経費や在学中に必要な経費の支払いに充てるための貸付資金	○修学資金（月額） 私立・自宅通学・1 年生・一般分 貸付限度額の場合 高校 52,500 円以内 短大 131,000 円以内 大学 146,000 円以内 ○就学支度資金（入学時） 高校・高専 420,000 円以内 短大・大学 590,000 円以内	○修学資金：受験票発行以降随時 ○就学支度費：受験票発行以降随時 窓口：枚方市役所まるとこどもセンター （TEL072-846-1125）
あしなが奨学金	保護者等が病気や災害（道路における交通事故を除く）もしくは自死などで死亡、または著しい後遺障害（1～5 級）で働けないため、教育費に困っている家庭の生徒・学生が対象。	○奨学金（月額） 高校・高専 30,000 円給付 短大・大学 一 般：40,000 円貸与 特 別：50,000 円貸与 ○入学一時金（予約採用者に限る） 私立高校 300,000 円貸与 私立大学 400,000 円貸与	○高校・高専在学時 一次募集 4/1～5/20 ○大学等在学時 一次募集 4/1～5/20 ○予約（高校・大学・専修各種学校） 中 3 第一次募 9/1 募集開始予定 高 3 大学 一次募集 4/1～6/20 二次募集 ～9/20 窓口：在籍する学校
交通遺児育英奨学金	保護者等が道路における交通事故で死亡、または著しい後遺障害で働けないために、経済的に修学が困難な生徒・学生が対象。	○奨学金（月額） 高校・高専 2～4 万円 （うち 1 万円給付） 短大・大学 4～6 万円 （うち 2 万円給付） ○入学一時金 高校・高専 20～60 万円 短大・大学 40～80 万円	○大学等在学時 奨学金 4/1～10/31 ○予約（高校 3 年生の場合） 4/1～ 窓口：（公財）交通遺児育英会 （TEL 0120-521-286）

名称	概要	貸付上限額	申し込み時期・方法
高等学校等 奨学のための給付金 (給付)	授業料以外の教育費負担を軽減するために、奨学のための給付金を支給。 (返済は不要です)	○給付額(年額) 生活保護受給世帯 公立 全日制・定時制 32,300 円 私立 全日制 52,600 円	学校窓口を通じて大阪府への申請 申請時期：7 月頃 ※申請には保護受給証明書が必要。 生活福祉課へお申出下さい。 お問合せ：府民お問合せセンター 06-6910-8001
高等学校等就学 支援金制度	教育費負担軽減を図るための国による授業料支援の仕組み。 高校等（高専、高等専修学校等を含む）に在学する、日本国内に住所を有する方が対象。	支給額（年額） 公立 全日制 118,800 円 私立 全日制 支給上限額 396,000 円（所得に応じ支給額は変わります） ※定時制・通信制の場合、支給額が異なります。	学校窓口を通じて大阪府への申請 申請時期：新入生 4 月頃 在校生 7 月頃 ※申請には保護受給証明書が必要。 生活福祉課へお申出下さい。 お問合せ：府民お問合せセンター 06-6910-8001
介護福祉士修学資金 社会福祉士修学資金	介護福祉士もしくは社会福祉士養成施設に在学する方で、卒業後、大阪府内の社会福祉施設等で介護福祉士または社会福祉士として就労することを希望する方が対象。 ※社会福祉士養成施設に福祉系大学は含まれません。	貸付金(無利子) ・介護福祉士・社会福祉士 修学資金 月額 50,000 円以内 入学準備金 200,000 円以内 就職準備金 200,000 円以内 生活費加算あり ・介護福祉士のみ 国家試験受験対策費 40,000 円以内 ※一定条件を満たせば返済免除	○社会福祉士 申請期間 4 月初旬～5 月中旬頃 在学している養成施設を通じて申請 ○介護福祉士 入学前 12 月～2 月末 低所得世帯に属する高校 3 年生対象 窓口：大阪府社会福祉協議会大阪福祉人材センター修学資金専用ダイヤル 06-6776-2943
保育士修学資金貸付	大阪府内に在住しているまたは大阪府内の指定保育士養成施設(通信制を除く)に在学しており、卒業後大阪府内の保育所等で保育士として就労することを希望する方、指定保育士養成施設で学ばれる方が対象。	貸付金(無利子) 修学資金 月額 50,000 円以内 入学準備金 200,000 円以内 就職準備金 200,000 円以内 生活費加算あり ※一定条件を満たせば返済免除	申請期間 ○一般申請 入学後各養成施設の提出期日までに養成施設を通じて申請 ○事前申請 入学前 12 月～2 月末 低所得世帯に属する高校 3 年生対象 窓口：大阪府社会福祉協議会大阪福祉人材センター修学資金専用ダイヤル 06-6776-2943

※令和 7 年 3 月現在

高等教育の修学支援制度

大学・短大・高専・専門学校对学生に対し、

●給付型奨学金の支給 ●授業料と入学金の減免

対象者の要件

住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯に属する学ぶ意欲がある学生（成績だけで判断せずレポートなどで学ぶ意欲を確認）

給付型奨学金の支給（年額）

		自宅	自宅外
大学・短大 専門学校	国公立	約 35 万円	約 80 万円
	私立	約 46 万円	約 91 万円
高等専門学校	国公立	約 21 万円	約 41 万円
	私立	約 32 万円	約 52 万円

授業料等減免額

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約 28 万円	約 54 万円	約 26 万円	約 70 万円
短大	約 17 万円	約 39 万円	約 25 万円	約 62 万円
高等専門学校	約 8 万円	約 23 万円	約 13 万円	約 70 万円
専門学校	約 7 万円	約 17 万円	約 16 万円	約 59 万円

※令和 7 年度より、子どもが 3 人以上の世帯の学生は所得基準に関係なく、無償化の対象となります。

申込時期・方法（給付型奨学金の申込手続）

※給付型奨学金の対象者は授業料等減免の対象者にもなる。各大学等が定める時期に授業料等減免額の申込の手続を行う

○予約募集（高校 3 年生時）

4 月下旬～

※応募は在学中の学校経由のため、締切日は各学校によって異なる。

○在学募集（大学等進学時）

前期：4 月～5 月頃

後期：9 月～10 月頃

※応募は在学中の学校に行うため、締切日は各学校によって異なる。

8. 保護を受けている間に守らなければならないこと

※ 詳しくは「保護のてびき」「保護のしおり」「生活保護ハンドブック」をお読みください。



特に高校生の方については以下のことに注意して守るようにしてください。

1. 在学状況の報告について

高校生や大学等へ進学した方については、毎年度、学生証の写し又は在学証明書を提出してください。なお、学校を退学したり、留年したりした場合は直ちに報告してください。

2. 収入申告書の提出について

中学校卒業後は原則的に毎月の収入状況について、収入申告書の提出が必要になりますので、必ず提出してください。また、収入がない場合でも無いことの申告が必要になります。

3. アルバイト収入について

高校等に通いながらアルバイトを始めた場合は、必ずアルバイト先、勤務条件等を報告してください。給与額については毎月、給与明細書等の給与額がわかる書類を上記2で記載した収入申告書と一緒に提出してください。アルバイトをやめた場合にも直ちに報告してください。

4. オートバイ等について

生活保護では、125CC を超えるオートバイについては生活用品としての必要性は低いことから保有が認められていません。

原動機付自転車等の保有及び使用については、最低生活維持のために活用されており世帯の自立に必要と認められること、自動車賠償責任保険（自賠責）及び任意保険に加入していること、保険料・維持費が自分で支払えること等を条件に認められる場合がありますので、事前に担当ケースワーカーにご相談ください。

5. 世帯から転出する場合

卒業後等に世帯から転出する予定がある場合は、担当ケースワーカーに報告してください。

6. 世帯分離中の取り扱いについて

世帯分離後も継続的に収入等を把握し、要件を満たしているかの検討が必要となりますので、世帯分離中の収入や生活・通学状況等に変化があれば、すみやかに報告してください。

